

号
12.9.1.
日置村後場

鳥取縣公報

第八百五十七號

昭和十二年八月三十一日

火曜日

告示

鳥取縣告示第四百九十號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ東伯郡下中山村外二十五ヶ町村度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十二年八月三十一日

鳥取縣知事 立田清辰

検査期日	器物提出時限	検査執行區域	検査執行場所
昭和十二年九月二十日	自午前八時 至午後二時	上中山村、下中山村	下中山村特設度量衡検査所
同 二十一日	同	成美村、以西村、安田村	安田村 同
同 二十二日	同	赤碕町	赤碕町 同

鳥取縣告示第四百九十一號

同	二十三 二十四日	同	八橋町	八橋町 同
同	二十五日	同	上郷村	上郷村 同
同	二十六日	同	下郷村、古布庄村	下郷村 同
同	二十七日	同	逢東村、市勢村、伊勢 崎村	逢東外二ヶ村組合村 同
同	二十八日	同	榮村、由良町	由良町 同
同	十月一日	同	高城村	高城村 同
同	二日	同	山守村、南谷村、矢送村	矢送村 同
同	三日	同	上小鴨村	上小鴨村 同
同	四日	同	小鴨村	小鴨村 同
同	五日	同	北谷村、社村	社 村 同
同	六日	同	灘手村、大誠村	大誠村 同
同	七日	同	下北條村	下北條村 同

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十二年八月三十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱	無効トセル被 保險者證交付 年月日	無効トナリタ ル年月日	備考
日く 一〇	井竹 君子	日野郡江尾村久連 久連鑛山	昭和十一年 八月二十二日	昭和十二年 七月二十八日	
米 ない	一 松浦 善市	米子市東倉吉町 中村製靴工場	昭和十年 一月一日	昭和十二年 六月十一日	
米 よい	九 藤田 儀市	米子市東町 米子鐵工所	大正十五年十 二月二十五日	昭和十二年 八月十五日	

鳥取縣告示第四百九十二號

左記墓地ハ改葬ヲ要スベキニ付有縁者ハ昭和十二年八月末日迄ニ管理者宛申出ラレ度尙期日迄ニ申出無キトキハ管理者ニ於テ適宜處理スベキ旨照會アリタリ

昭和十二年八月三十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

墓 地 山形縣南村山郡榎澤村大字下榎澤字大田原二三四八番地ノ一 墓地二畝歩
緣故者 不明ノ墳墓數二十一基
管理者 榎澤村長 峯田 太右 工門

彙 報

九月一日發行官報附錄「週報」掲載内容左ノ通

週報第四十六號掲載内容

- 一 戰線察北に及ぶ (陸軍省新聞班)
- 一 守りは堅し上海戰線 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 災害の防止と森林の機能 (農林省 山林局)
- 一 時局に動く支那要人 (外務省 情報部)

(國際時事解説)

昭和十二年八月卅一日印刷
昭和十二年八月卅一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町縣
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所